

東浦町行政経営会議設置要綱

(設置)

第1条 東浦町の現在及び将来における課題並びに各部が立案した施策案の選択の的確性、改善の可能性、他の部への影響や必要な支援等について協議し、より良い選択をし、並びに効果ある実施を目指すため、東浦町行政経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 経営会議は、町長が主宰し、副町長、教育長並びに東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者で組織する。

- 2 町長は、必要と認めたときは関係課長等を出席させることができる。
- 3 やむを得ない事由により経営会議に出席できない者は、代理人を出席させるものとする。ただし、町長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(所掌事務)

第3条 経営会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大規模プロジェクトに関すること。
- (2) 町民生活に直接影響する制度の設置及び改廃に関すること。
- (3) 複数の部に関係する重要施策に関すること。
- (4) その他町長が必要とする事項に関すること。

(会長)

第4条 経営会議に会長を置く。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 経営会議は、必要に応じて会長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、経営会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。